

5月24日(火)が申請期限です！

障がい者手帳等を
お持ちの方に対する
軽自動車税の減免のお知らせ

軽自動車税の減免のお知らせ

身体等に障がいがあり、下表に該当する方は、軽自動車税が減免になります。(ただし、普通自動車で減免を受けている方は対象になりません。)

また、手帳要件に該当の障がいのある方が所有する軽自動車で、通学・通院・通所のために常時介護をする方が運転する場合も対象になります。

■減免の手続き

- ① 昨年度申請をした方
昨年度に減免の申請をされた方は、本年度以降申請内容に変更がない限り、毎年度申請する必要はありません。(昨年度の内容に変更があった方は、改めて申請が必要です。)
- ② 今年度新たに申請する方
軽自動車税の納税通知書が届きましたら納付する前5月24日(火)までに税務課窓口で手続きを行ってください。

■手続きに必要なもの

- ① 軽自動車税の納税通知書
- ② 身体障害者手帳、戦傷病者

手帳のうち該当するもの(複数ある場合は全て)

- ③ 運転免許証(本人のもの)
- ④ 車検証
- ⑤ 印鑑
- ⑥ マイナンバーの通知カード
またはマイナンバーカード

家族運転または常時介護者運転の場合

- ① 軽自動車税の納税通知書
- ② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち該当するもの全て
- ③ 運転する方の運転免許証
- ④ 車検証
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 納税義務者のマイナンバーの通知カードまたはマイナンバーカード
- ⑦ 家族運転の場合
減免資格生計同一証明書
・常時介護者運転の場合
減免資格常時介護証明書

■問い合わせ

税務課 市民税担当

(内線 1533 ~ 1555)

■⑦の問い合わせ

福祉課 障がい福祉担当

(内線 1822・1803)

表1 軽自動車税減免対象者の障がいの範囲

障がいの区分	障がいの級別		
	本人運転の場合 (障がい者本人が所有する車を本人が運転)	生計同一者(家族)運転又は常時介護者運転の場合	
身体障害者手帳【赤色】	視覚障害	1級～3級・4級の1	
	聴覚障害	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	
	音声機能障害	3級 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
	上肢不自由	1級・2級の1・2級の2 (両上肢の障がいのみ対象)	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級の1 (両下肢の障害のみ対象)(3級の1は欠損に限る)
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級
	幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級 (一上肢にのみに運動機能障害がある場合を除く)
		移動機能	1級～6級
	心臓・腎臓・呼吸器 膀胱又は直腸・小腸の機能障害	1級・3級	
免疫・肝臓機能障害	1級～3級		
戦傷病者手帳【黒色】	視覚・聴覚平衡機能障害	特別項症～第4項症	
	音声機能障害	特別項症～第2項症 (喉頭摘出による音声機能障害の場合に限る)	
	上肢不自由	特別項症～第3項症	
	下肢不自由	特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症	特別項症～第3項症
	体幹不自由	特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
心臓・腎臓・呼吸 膀胱又は直腸・小腸機能障害	特別項症～第3項症		
療育手帳【紺色】		障がいの程度 A	
精神障害者保健福祉手帳【緑色】		1級	

表2 軽自動車税減免対象者の障がいの範囲

運転手	障がい者本人の状況	車の所有者	使用目的
障がい者本人		障がい者本人	目的は問わない
障がい者と生計を一にする者(家族等)	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている	障がい者と生計を一にする者(家族等)	身体障がい者の ・通院・通学・通所 ・通勤・生業に使用する。 (1年を通し、週三日以上もしくは総使用日数か、 走行距離数の50%以上)
	上記以外	障がい者が18歳以上	
		障がい者が18歳未満	障がい者と生計を一にする者(家族等)
障がい者を常時介護する者	世帯全員が身体障がい者等	障がい者本人	

*生計を一にする者(家族等)・常時介護する者が運転し、減免を申請する場合には、⑦(減免資格証明書)が必要です。

*軽自動車税とは原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車・軽自動車・トラクター等です。